

議案第 9 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の6の33の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の6の34の項とし、同表の6の32の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「31の項」を「32の項」に改め、同項を同表の6の33の項とし、同表の6の31の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の6の32の項とし、同表の6の30の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「29の項」を「30の項」に改め、同項を同表の6の31の項とし、同表の6の29の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の6の30の項とし、同表の6の28の項中「27の項」を「28の項」に改め、同項を同表の6の29の項とし、同表の6の27の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の6の28の項とし、同表の6中26の項を27の項とし、25の項を26の項とし、同表の6の24の項中「22の項」を「23の項」に改め、同項を同表の6の25の項とし、同表の6の23の項中「21の項」を「22の項」に改め、同項を同表の6の24の項とし、同表の6中20の項から22の項までを1ずつ繰り下げ、19の項の次に次のように加える。

| | |
|--|---------|
| 20 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく建築物に対する制限の | 27,000円 |
|--|---------|

| | |
|--|--|
| 適用除外に関する大規模の修繕又は大規模 の様替に係る認定の申請に対する審査 | |
|--|--|

別表の9の3の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令等の一部改正に伴い、建築関係手数料に関する規定を整備するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防関係手数料に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号)

| 改 正 案 | | 現 行 | |
|---|--|--|--|
| 別表(第2条第1項) 1~5 (略) 6 建築関係手数料 | | 別表(第2条第1項) 1~5 (略) 6 建築関係手数料 | |
| 手数料の種類 | 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) | 手数料の種類 | 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) |
| (略) | | (略) | |
| 20 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査 | 27,000円 | | |
| 21~23 (略) | (略) | 20~22 (略) | (略) |
| 24 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 22の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額(共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものを除く。)の変更にあつては、22の項の備考の(1)に定める金額)に2分の1を乗じて得た金額 備考 (略) | 23 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 21の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額(共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものを除く。)の変更にあつては、21の項の備考の(1)に定める金額)に2分の1を乗じて得た金額 備考 (略) |
| 25 長期優良住宅の普及の促進に関 | 23の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額(共同住宅等に係る長期優良住宅維持 | 24 長期優良住宅の普及の促進に関 | 22の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額(共同住宅等に係る長期優良住宅維持 |

| | | | |
|---|--|---|---|
| する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 | 保全計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。)の変更にあつては、23の項の備考に定める金額)に2分の1を乗じて得た金額 | する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 | 保全計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。)の変更にあつては、22の項の備考に定める金額)に2分の1を乗じて得た金額 |
| 26・27 (略) | (略) | 25・26 (略) | (略) |
| 28 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 | (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(申請に係る建築物の住宅部分に係る部分にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これらに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ (略) (2) (略) 備考 (略) | 27 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 | (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(申請に係る建築物の住宅部分に係る部分にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これらに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ (略) (2) (略) 備考 (略) |
| 29 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 28の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (1) 複合建築物に係る金額は、当該建築物について28の項の備考の(3)の規定により算定した金額に2分の1を乗じて得た金額とする。 (2) (略) | 28 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | 27の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (1) 複合建築物に係る金額は、当該建築物について27の項の備考の(3)の規定により算定した金額に2分の1を乗じて得た金額とする。 (2) (略) |
| 30 建築物の | (略) | 29 建築物の | (略) |

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>エネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p> | | <p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p> | |
| <p>31 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p> | <p>30 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p> | <p>30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p> | <p>29 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額</p> |
| <p>32 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ (略) (2) (略) 備考 (1)～(5) (略) (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規</p> | <p>31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> | <p>(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ (略) (2) (略) 備考 (1)～(5) (略) (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定</p> |

| | | | |
|---|--|--|---|
| | 定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る 1 の項に規定する金額を加えた金額とする。 | | に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る 1 の項に規定する金額を加えた金額とする。 |
| 33 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 | 32 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額 備考 (1) 共同住宅等に係る金額は、当該建築物について 32 の項の備考の (3) の規定により算定した金額に相当する金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額とする。 (2) 申請建築物及び他の建築物の金額は、建築物(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。)の 32 の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める金額又はそれらの金額の合計額とする。 (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 36 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 2 項の規定に基づく建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る 1 の項に規定する金額を加えた金額とする。 | 32 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 | 31 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額 備考 (1) 共同住宅等に係る金額は、当該建築物について 31 の項の備考の (3) の規定により算定した金額に相当する金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額とする。 (2) 申請建築物及び他の建築物の金額は、建築物(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。)の 31 の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める金額又はそれらの金額の合計額とする。 (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 2 項の規定に基づく建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る 1 の項に規定する金額を加えた金額とする。 |
| 34 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 41 条第 1 項の規定に基づ | (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められた | 33 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 41 条第 1 項の規定に基づ | (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められた |

| | | | |
|-------------------------------|--|------------------------------|--|
| づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 | ものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ (略) (2) (略) 備考 (略) | く建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 | ものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ (略) (2) (略) 備考 (略) |
|-------------------------------|--|------------------------------|--|

7・8 (略)
9 消防関係手数料

| | | | |
|--------|---|--------|---|
| 手数料の種類 | 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) | 手数料の種類 | 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) |
|--------|---|--------|---|

(略)

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 | (1)～(4) (略) (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,920,000円</u> エ 危険物の貯蔵最大数量 | 3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 | (1)～(4) (略) (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u> エ 危険物の貯蔵最大数量 |
|---|---|---|---|

が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,360,000 円

オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,740,000 円

カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,640,000 円

キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,240,000 円

ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 8,790,000 円

(6)～(12) (略)

(略)

10 (略)

が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,950,000 円

オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,270,000 円

カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000 円

キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000 円

ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000 円

(6)～(12) (略)

(略)

10 (略)